

平成28年1月より、申請に個人番号（マイナンバー）が必要になりました

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の一部が平成28年1月1日から施行され、手続きによって申請書に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。お手順をおかけいたしますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

＜申請にマイナンバーが必要になる手続き＞（詳細についてはお問合せください）

- ・身体障害者手帳に関する手続き（交付申請、県外からの転入など）
- ・精神障害者保健福祉手帳に関する手続き
- ・自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）に関する手続き
- ・障害福祉サービスに関する手続き（サービス利用申請、計画相談支援申請など）
- ・補装具の申請に関する手続き
- ・特別児童扶養手当に関する手続き
- ・障害児福祉手当に関する手続き
- ・特別障害者手当に関する手続き
- ・経過的福祉手当の支給に関する手続き

※手続きに今まで必要だった書類に加え、個人番号確認書類および本人確認書類が必要です！

マイナンバー確認書類	身元確認書類
個人番号カード(1枚両面で番号確認と本人確認が可能)	
通知カード	写真付きの本人確認書類1点 もしくは写真なしの本人確認書類2点以上
個人番号記載の住民票の写し・ 住民票記載事項証明書	

※写真付き本人確認書類の例・・・障害者手帳、運転免許証、パスポート、写真付き住基カード など。

※写真なし本人確認書類の例・・・健康保険証、年金手帳、年金証書、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書 など。
(これらのものがない場合はご相談ください。)

☆代理人申請の場合は、上表の本人の個人番号確認書類と、委任状※と代理人の本人確認書類が必要になります。

(※様式の指定はありません。書き方等ご不明な場合はお問合せください。後見人等法定代理人の場合は登記事項証明書その他その資格を証明する書類が必要です。)

○郵送申請が可能な手続きについては、各手続きに必要な書類のほか上表の書類のコピーが必要です。

＜問合せ先＞

上記の手続きに関するお問合せ

〒272-8501
市川市八幡1-1-1
市川市役所 障害者支援課
TEL 047-334-1111 (代表)
FAX 047-712-8727

マイナンバー制度に関すること

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178 (無料)
平日 9:30~22:00
土日祝 9:30~17:30
(年末年始12月29日~1月3日を除く)